

加古川市

障害児通所支援支給決定基準

加古川市 福祉部 障がい者支援課

令和6年4月1日

目 次

1	支給決定事務の流れ	1
2	障害児通所支援の種類、内容及び対象者	4
3	支給量の決定について	4

1 支給決定事務の流れ

(1) 支給申請

障がい児の保護者は、市に対して支給申請を行う（ただし、放課後等デイサービスを受けている障がい児については、18歳に達した後においても、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、20歳に達するまで利用することができる。その場合は通所者が申請を行う。）。

(2) 障害児支援利用計画書の提出依頼

市は通所給付決定の申請若しくは通所給付決定の変更の申請に係る障がい児の保護者に対し、障害児支援利用計画書の提出を依頼する。

(3) 勘案事項の調査

当該申請に係る障がい児又は障がい児の保護者と面接をし、5領域20項目の調査項目（別表1）等の厚生労働省令で定める事項（※）について調査を行うとともに、当該障がい児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向を聴取する。

※放課後等デイサービスを利用する児童については、個別サポート加算（I）に係る調査を就学時サポート調査（別表2）により行う。また、医療的ケアの必要な児童については、医療的ケアの新判定スコア（以下「医療的ケアスコア」という。）の提出を求める。

(4) 障害児支援利用計画書の提出

市から障害児支援利用計画書の提出を求められた障がい児の保護者は、指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画書を提出する。なお、市から障害児支援利用計画書の提出を求められた障がい児の保護者は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合又は指定障害児相談支援事業者以外の障害児支援利用計画書の提出を希望する場合には、指定障害児相談支援事業者が作成する計画書に代えて当該事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画書を提出できる。

(5) 児童相談所等の意見聴取

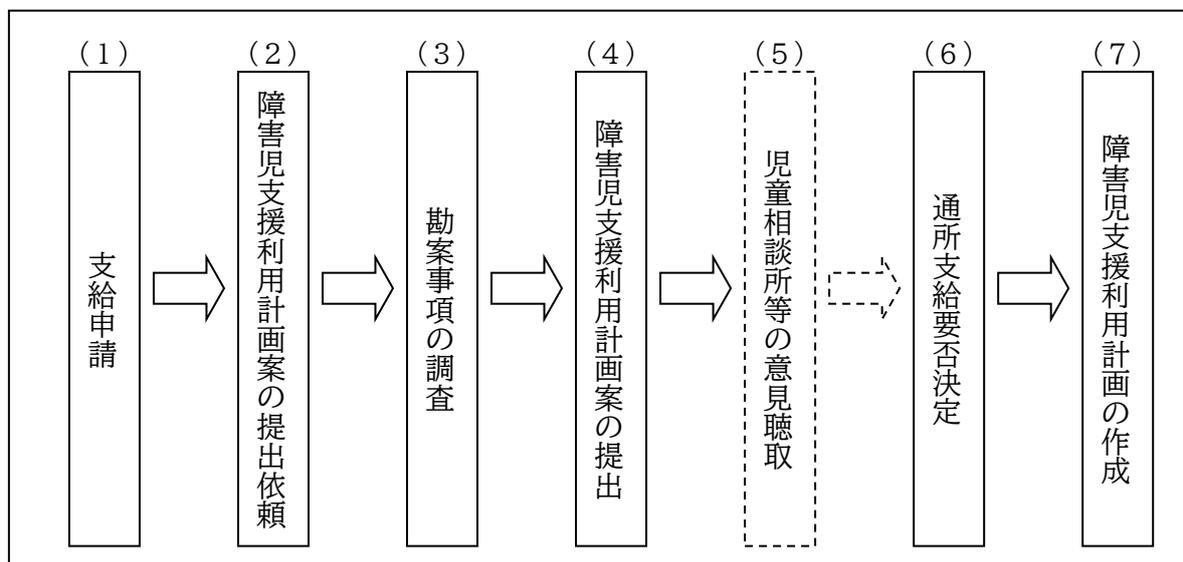
市は、必要に応じて、児童相談所その他内閣府令で定める機関（以下「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができる。なお、児童相談所等は意見を述べるに当たって必要に応じて、当該支給申請に係る障がい児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

(6) 通所支給要否決定

市は、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画書を勘案して支給の要否を決定する。

(7) 障害児支援利用計画の作成

指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者との連絡調整等を行うとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容等を記載した障害児支援利用計画を作成する。



別表1 5領域20項目の調査項目

	領域	項目	判断項目				
1	健康・生活	(1) 食事	① 一人で食べることができる	② 見守りや声かけがあれば食べることができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
		(2) 排せつ	① 一人でトイレに移動して排せつすることができる	② 見守りや声かけがあればトイレに移動して排せつすることができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
		(3) 入浴	① 一人で入浴することができる	② 見守りや声かけがあれば入浴することができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
		(4) 衣類の着脱	① 一人で衣類の着脱ができる	② 見守りや声かけがあれば衣類の着脱ができる	③ 一部支援が必要である	④ 常に支援が必要である	
2	感覚・運動	(5) 感覚器官(聞こえ)	① 特に問題がなく聞こえる	② 補聴器などの補助装具があれば聞こえる	③ 聞き取りにくい音がある/過敏等で補助装具が必要である	④ 音や声を聞き取ることが難しい	
		(6) 感覚器官(口腔機能)	① 噛んで飲み込むことができる	② 柔らかい食べ物を押しつぶして食べることができる	③ 介助があれば口を開き、口を閉じて飲み込むことができる	④ 哺乳瓶などを使用している/口から食べるのが難しい	
		(7) 姿勢の保持(座る)	① 一人で座り、手を使って遊ぶことができる	② 手で支えて座ることができる	③ 身体の一部を支えたと座ることができる	④ 座るために全身を支える必要がある	
		(8) 運動の基本技能(目と足の協応)	① ケンケンが3回以上できる	② 交互に足を出して階段を昇り・降りできる	③ 両足同時にジャンプし、転倒せずに着地できる	④ 階段は同じ足を先に出して昇る	⑤ どの動きも難しい
		(9) 運動の基本的技能(移動)	① 一人で歩くことができる	② 一人で歩くことはできるが近くでの見守りが必要である	③ 一人で歩くことができるが、手をつなぐなどのサポートや杖・保護帽などの補助具が必要	④ 一人で歩くことが難しい	
3	認知・行動	(10) 危険回避行動	① 自発的に危険を回避することができる	② 声かけ等があれば危機を回避することができる	③ 危険を回避するためには、支援者の介入が必要である		
		(11) 注意力	① 集中して取り組むことができる	② 部分的に集中して取り組むことができる	③ 集中して取り組むことが難しい		
		(12) 見通し(予測理解)	① 見通しを立てて行動することができる	② 声かけがあれば見通しを立てて行動することができる	③ 視覚的な情報があれば行動することができる	④ その他の工夫が必要	
		(13) 見通し(急な変化対応)	① 急な予定変更でも問題ない	② 声かけがあれば対応できる	③ 視覚的な手掛かりがあれば対応できる	④ その他の工夫やサポートが必要	
		(14) その他	① 乱暴な言動はほとんどみられない	② 乱暴な言動がみられるが、対処方法がある	③ 乱暴な言動がみられ、対処方法も特ない		
4	言語・コミュニケーション	(15) 2項関係(人対人)	① 目が合い、微笑むことや、嬉しそうなお表情をみせる	② 訴えている(要求する)時は目が合う	③ あまり目が合わない/合っても持続しない	④ ほとんど目が合わない	
		(16) 表出(意思の表出)	① 言葉を使って伝えることができる	② 身振りで伝えることができる	③ 泣いたり怒ったりして伝える	④ 意思表示が難しい	
		(17) 読み書き	① 支援が不要	② 支援が必要な場合がある	③ 常に支援が必要		
5	人間関係・社会性	(18) 人との関わり(他者への関心興味)	① 自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する	② ごく限られた人であれば反応する	③ 自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある	④ 過剰に反応する、または全く反応しない	
		(19) 遊びや活動(トラブル頻度)	① ほとんどないが、あっても自分たちで解決できる	② トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる	③ 支援があっても、解決できる場面とできない場面がある	④ トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい	
		(20) 集団への参加(集団参加状況)	① 指示やルールを理解して最初から最後まで参加できる	② 興味がある内容であれば部分的に参加できる	③ 支援があればその場にはいられる	④ 参加することが難しい	
以下、中学生・高校生のみ対象							
	コミュニケーション	(21) コミュニケーション(言葉遣い)	① 適切な言葉遣いや態度で表現することができる	② 時折、適切な言葉遣いや態度で表現することができる	③ ほとんど適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい	④ 適切な言葉遣いや態度で表現することが難しい	
		(22) コミュニケーション(やり取り)	① やり取りをすることができる	② 配慮があればやり取りができる/やり取りをしようとする	③ やり取りをすることが難しい		
		(23) コミュニケーション(集団適応力)	① 参加することができる	② たまに参加することができる	③ ほとんど参加することがない	④ 参加することが難しい	

別表2 就学時サポート調査

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	支援不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
説明の理解	支援不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
大声・奇声を出す	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
異食行動	支援不要	支援が必要な場合がある (※例：飲み込みはしないが口に含むことがある。)	常に支援が必要 (※例：物があると口に含み、飲み込んでしまう)
多動・行動停止	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
不安定な行動	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
自らを傷つける行為	支援不要	支援が必要な場合がある (※該当行為がある)	常に支援が必要 (※常時見守りや個別対応などの配慮が必要な状態)
他人を傷つける行為	支援不要	支援が必要な場合がある (※該当行為がある)	常に支援が必要 (※常時見守りや個別対応などの配慮が必要な状態)
不適切な行為	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
突発的な行動	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
過食・反すう等	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
てんかん	支援不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要
そううつ状態	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
反復的行動	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
対人面の不安緊張、 集団生活への不適応	支援不要	支援が必要な場合がある (※時々あるいは部分的に支援 例：月1回程度以上)	常に支援が必要 (通常または習慣化している 例：週1回程度以上)
読み書き	支援不要	支援が必要な場合がある	常に支援が必要

2 障害児通所支援の種類及び対象者

サービス種類	対象者
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
放課後等 デイサービス	学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児 ※上記の学校に就学していない場合は、児童発達支援の利用となる。
居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問して発達支援の提供が必要な障がい児であって、次の①かつ②に該当する障がい児 ①(a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態（＝医療的ケア児） （b）重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある ②児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児
保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設として保育所等の市が認めた施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障がい児

○放課後等デイサービスの利用年齢に関する特例

放課後等デイサービスについては、18歳未満の障がい児を対象としているが、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、20歳に達するまで利用することができる特例を設けている。その場合は以下の点に留意して通所給付決定等を行うこととする。

- ① サービスを利用する場合の申請は、当該通所者本人が行うものであること。
- ② 通所給付決定に当たって、利用年齢の特例を必要とするか否かについて判断が困難な場合には、児童相談所等に意見を求めることができるものであること。
- ③ 通所者が生活介護その他の支援を受けることができる場合は、通所給付決定は行わないものであること。

3 支給量の決定について

(1) 支給量の決定方法

サービスごとに上限支給量を設定し、利用者及びその家族の希望量が上限支給量を下回る場合には、当該希望量を支給量とする。

(2) サービス種類ごとの上限支給量

サービス種類	上限支給量		備考
児童発達支援	当該月の日数－8日／月 (特別な支援を要する場合を除く※ ¹)		児童の早期療育を促す観点から、当該月の日数を上限として必要に応じて支給量を決定する。
放課後等 デイサービス	対象児像	上限支給量	重心児又は医療的ケア児に対して、必要に応じて専門性を有する支援を行うことが認められるため、左記の支給量を上限とする。 上記以外の障がい児について、療育の必要性が障がい児ごとに大きく異なることから、基本とする上限支給量を「15日／月」とし、特別な支援を要する場合等を勘案し、必要に応じて「当該月の日数－8日／月」までを上限支給量とする。
	重心児又は 医療的ケア児※ ²	当該月の日数－8日／月 (特別な支援を要する場合を除く※ ¹)	
	上記以外	15日／月 (特別な支援を要する場合を除く※ ¹)	
居宅訪問型 児童発達支援	当該月の日数－8日／月		児童発達支援及び放課後等デイサービス（重心児又は医療的ケア児）の上限支給量に合わせる。
保育所等 訪問支援	5日／月		支援は2週に1回程度を目安とし、上限の範囲内で決定する。

○複数のサービスを組み合わせて支給決定する場合は、複数のサービスを合わせた支給量が適切な量となるよう留意すること。

※¹ 特別な支援を要する場合とは次に該当するものとし、受け入れ先が確保できる場合に支給する。
通常介護を行う者（主たる介護者）の怪我や疾病等により、対象児の健全な発育を促す観点から療育的支援の提供が必要と認められる場合（ただし、原因となる事象が解消されるまでの期間で、他のサービス等による代替手段がある場合はそれを優先する。）

※² 医療的ケア児とは、「基本診療料の施設基準等」における超重症児（者）・準超重症児（者）の判定基準による判定スコア等により医療的ケアの程度が高い障がい児のことをいう。

なお、重心児及び医療的ケア児について、年齢や疾患等の状態により、知的障害又は肢体不自由の程度判定が困難な場合は、医師や児童相談所等と連携し、大島分類を参考にしつつ判断する。

また、令和3年度以降は、一部支給決定事務において、新設された医療的ケアスコアを用いて医療的ケアの該当有無を判断する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。